

大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部
ネットワーク・コンテンツ運用管理委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部（以下「専攻等」という。）の下にネットワーク・コンテンツ運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、専攻等に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報ネットワークに関すること。
- (2) 情報セキュリティに関すること。
- (3) ホームページの維持管理（広報に係るものを除く。）に関すること。
- (4) キャンパスメールアドレスに関すること。
- (5) その他情報ネットワーク・コンテンツに関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻等の長が指名する教員、事務職員若干名
- (2) 前号に掲げる者以外で委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員会は、必要に応じて、その審議の結果を専攻等の会議に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、人文学研究科算面事務部庶務系の協力を得て、人文学研究科算面事務部事業推進係で行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。